

北海道告示第11012号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 3年 7月16日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第3020号	副産動物質肥料	コラーゲン12	窒素全量 12.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	大鳳商事株式会社	東京都中央区銀座三丁目4番1号	令和6年8月9日